

消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop
http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net

発行 2015. 7.1
No. 24

特定非営利活動法人 消費者ネットやまぐち

消費者ネットやまぐちの事務所付近は、京の鴨川になぞらえた
一の坂川が今日も流れています。

第6回通常総会を開催しました！



1 梅雨本番です・・・

一の坂川は、6月には蜩が乱舞していました。

梅雨のこの時期には、水かさが増し少し怖いくらいです。皆様のところはどうでしょうか？ 今年被害がないことを祈ります。

2 2015年度のはじめに～

理事長 吉富崇子氏より

3 第6回通常総会を開催！

梅雨の晴れ間…通常総会が、開催されました。

日頃なかなか会えない会員の皆様に会える日です

記念講演

“消費者力アップセミナー”

4 夜間無料法律相談会

毎月第2、第4火曜日
定例開催中

5 福祉生活協同組合

さんコープ

第16回通常総代会記念講演

「消費者力アップセミナー」
消費者被害の防止と

見守りについて

6 年金情報流失～

“共に歩んでまいります”

2015年度がはじまりました。今年度の活動としては、継続される事業も含め、新しい取り組みもあります。会員みなさま方と、一緒に一歩ずつ着実に歩んでまいりましょう。又、財政基盤を確固たるものにするためにも、会員の増強が望まれます。会員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

主な活動としましては、市町の相談窓口へ出向いての意見交換・見守りサポーターへの研修・消費者力アップセミナー・定時開催する弁護士、消費生活専門相談員による夜間の法律相談会等があります。

また行政、事業者、他団体との連携を密に図りながら、団体としての役割を明確にし、活動してまいります。

そのためにも、会員一人ひとりの意識が大切であり、自分たちに“何が求められているのか”“何ができるのか”と常に問いつつ、実践し、広め、伝えてまいりましょう。

消費者ネットやまぐち 理事長 吉富崇子



日時 2015年5月29日(金) 10時30分～12時
場所 山口県総合保健会館 第3研修室

2015年度の活動に関する意見として・・・

- ・消費者被害を減らすためにも消費者ネットやまぐちの活動を広げてほしい

夜間無料法律相談に関する質問として・・・

- ・消費者トラブルの範疇がわかりづらい、相談事例等(3件)

組織づくりに関する質問として・・・

- ・会員組織の拡大は具体的にどのようにしていくのか(1件)

事務局より、一般企業を含む団体に消費者ネットやまぐちの趣旨説明等をしっかり行っていきたい事、会員の方々も消費者ネットやまぐちを広めて欲しい旨の返答がありました。

満場一致で2014年度活動報告及び監査報告、2015年度活動方針及び計画が採択されました。

来賓の山口県民生活課

主幹 伊田敏章様

ご祝辞を頂くと共に 2015 年度の山口県方針及び政策の説明がありました。

- ・消費生活相談の現状
- ・山口県の今年度取り組み
 - ①地域見守りネットワークの強化
 - ②警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進



電話がかかると音声流れる。「～録音しております」録音されると困るので切る。

切ると呼び出し音がありません

- ・山口県の消費生活相談体制の目指す姿
- ・広域連携の考え方

★ ★ 2015 年度 活動方針及び活動 ★ ★

消費者行政、関係団体と連携した活動・事業の実践を行う事で、安心・安全な地域社会づくりに寄与できる団体として信頼、認知度を高めていきます。そこから生まれる幅広いつながりからを大切に、確固たる組織と財政基盤づくりを目指します。実現のため5つの課題を設定し取り組みます。

- ①組織づくりを重点に財政基盤を安定させます。
- ②消費者啓発活動を充実させ、県民へ消費者教育の大切さを広めていきます。
 - ・高齢消費者被害防止見守りサポーター研修会の開催（受託事業）
 - ・夜間無料法律相談会定時開催
 - ・消費者力アップセミナーの開催
- ③行政や他団体との交流を深め、連携した活動を構築していきます。
 - ・13市6町との消費者行政充実のための意見交換会の開催
- ④地方消費者活性化基金活用への政策提言と事業受託を要請していきます。
 - ・県との意見交換会の開催
- ⑤広報活動を充実させ、消費者ネットやまぐちの認知度を高めていきます。

第 6 回通常総会記念講演 「消費者力アップセミナー」
「金融犯罪被害に遭わないために」

～高齢者を金融トラブルから守るために～

中国財務局 金融監督第 3 課

多重債務相談員 元樋アユミ氏

日 時：2015 年 5 月 29 日（金）13 時～ 場所：山口県総合保健会館

～「金融犯罪被害に遭わないために」

～参加者アンケートより～
回答者(18名)

★性別 男 2名 女 16名
40代1名 50代8名 60代7名
70代2名

★あなたやあなたの周りに消費者被害にあったことがある？
ある 10名 ない 8名

- ★安心してくらししていくためには・・・
- ・近隣とのコミュニケーション、なんでも相談できる環境を築く
 - ・啓発活動
 - ・学習すること、自分は遭わないと思わない事
 - ・新しい知識を学習、高齢者は回りで見守る
 - ・儲け話はない、子供はマイナスのことがあるかもと思い、本人に確認
 - ・自立すること！消費者として生活者として、自らが社会の一員であるという意識で意見を持つこと
 - ・お互いに情報交換しておく
 - ・消費者力アップのための学習機会に多く参加する、それを復習する。
 - ・話合いの機会を作る
 - ・地域との連携、見守りが大切

全国・山口県の特殊詐欺被害状況
詐欺の手口・・・

特殊詐欺に関する報道（事件）

高齢者が狙われる要因（1）

- ①高齢者世帯の貯蓄一世帯当たり平均約 2,209 万円
- ②自分は大丈夫と過信する傾向がある
- ③自尊心が強く、騙されても誰にも相談しない事が多い
- ④他者からの好意に対して、誠実に対応する傾向がある

高齢者が狙われる要因（2）

高齢者が抱える不安 ⇒ 3K（お金・健康・孤独）

- 被害防止策…
- (1) 自分が被害に遭わないこと！
 - (2) 家族・知人・地域の方を被害に遭わせない！
 - (3) 情報のつながり共有
 - (4) 高齢者の相談窓口への誘導方法

もし被害に遭ったら・・・あきらめないで！！

★振り込め詐欺救済法

（2008 年 6 月）

- ①、被害届出 警察や金融機関に被害届の提出
- ②、口座の凍結 振込まれた講座が取引停止となる
- ③、失権の公告 口座名義人の権利を失わせる
- ④、分配の公告 支払の申請をする
- ⑤、分配 口座に残ったお金を被害額に応じて按分

全額は返ることは難しいですが、被害届を出せば、お金が返ってくる可能性があります。（半年位はかかります。）





消費者トラブル

夜間無料法律相談会を開催しています！

財務省の
多重債務相談員って？

一般の方からの多重債務の相談等を受け付けているそうです。解決方法や弁護士の方等の紹介等をされているようです。

～～緊急情報～～

**年金個人情報流失！
不審な電話やメールが！
感わされないでください！**

メールは開かない、返信しない、電話は何も答えないで切りましょう。

下記のようなで電話やメールが有ったようです。

【事例 1】

自宅のパソコンに年金に関する不審なメールが届いた

【事例 2】

年金情報が漏れたと言われ、家族構成などを聞かれた

【事例 3】

消費者庁を名乗る者から「年金が漏れている」と言われた

【事例 4】

郵便局を名乗る者から「年金情報が漏れている」と言われた

057-064-9370

悪質商法などの相談窓口を案内する
消費者ホットラインが
7月から3ケタの電話番号
「嫌や！（いやや！）」の語呂
合わせ「188」でも使えます！

- ①開催日 毎月第2・第4火曜日
- ②時間 18時～20時
- ③場所 消費者ネットやまぐち事務所（生協連内）
山口市 後河原 210番地
- ④申込方法 電話・ファックス・メール
☎ 083-923-5614
fax 083-928-5416
✉ syohisyua.net@yamaguchi.coop

開催当日の正午まで、申込みを受け付けています。
(正午までに相談がない場合は開催しておりません。)

2015年度開催日程					
4/14	6/9	8/11	10/13	12/8	2/9
4/28	6/23	8/25	10/27	12/22	2/23
5/12	7/17	9/8	11/10	1/12	3/8
5/26	7/28	9/22 休み	11/24	1/26	3/22

看板が出来ました！
吉崎理事作です



お仕事や家庭の事情で日中は、相談に来ることが難しい方やとにかく早く相談を受けたいと思われる消費者の方の力になればと、定例で月2回火曜日に開催しております。

消費生活専門相談員が聞き取り（15分）その後、弁護士と相談（30分）して頂きます。

この活動はボランティアでご協力頂いています。

消費生活専門相談員 3名
弁護士 4名

山田さん・中村さん・石村さん
鶴 義勝弁護士・佐伯奉文弁護士
松田弘子弁護士・中島善英弁護士



さんコープ通常総代会記念講演
消費者力アップセミナー

「消費者被害の防止と
見守りについて」

～～参加者アンケート～～

★私たちが安心して暮していくためには、どうしたら良いと思われるですか？

30～50代

- ・相談できる環境づくり
- ・不安な事をそのままにしておかない
- ・人をみんな良い人と思わない
- ・せこい心を知らない人にくすぐられないようにする。
- ・地域での見守り
- ・家族・地域とのコミュニケーション
- ・考える力を養う
- ・見守る側に必要な知識がないと自分も他人も守れない
- ・廻りの人の気づき
- ・消費生活センターの窓口利用

60代～

- ・甘い話にはひっかからないという強い意識を持つ
- ・誰かに相談する
- ・見守り相談できる体制づくり
- ・断る勇気を持つこと
- ・ネットワークが大切
- ・今回のように消費者勉強して知識を持たないといけない
- ・予防と準備
- ・訪問販売の禁止
- ・孤立せずに近隣の方と仲良く情報交換する

70代～

- ・共助が必要と思う
- ・親子近隣所で連絡を取り合いやすくするため気軽に話せる

消費者力アップセミナーを開催しました！ さんコープ通常総代会記念講演

日時：2015年6月13日（土） 会場：労福会館 4F

消費者ネットやまぐちの団体会員、福祉生活協同組合“さんコープ”様の通常総代会が開催されました。記念講演として当ネットの消費者力アップセミナー「消費者被害防止と見守りについて」を金融アドバイザーで、消費生活専門相談員でもある、中村久枝さんにお話しいただきました。参加者はさんコープ様の総代、そして介護に係わっている職員の方達で、消費者被害にあったことはある？から始まり、口約束でも契約は始まるのだということや、クーリング・オフのこと、そして見守る為の情報提供や共有の大切さなどやクイズを交えての講演でした。（参加者数約120人内介護職員44名）

日本年金機構における個人情報流出に便乗した

不審な電話やメールにご注意ください！

- ・「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」「年金受取口座のキャッシュカードを送るように」などと持ちかけてくる電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。また、年金に関する不審なメールが送られてきても、安易に開かないようにしてください。
- ・日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター、郵便局等の職員から消費者へ電話やメールで連絡したり、個人情報を聞き出したりすることは絶対にありません。
- ・情報流出に関する日本年金機構からのお詫びの手紙で、基礎年金番号や銀行の口座番号などを記載して返送をお願いすることはありません。
- ・少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等に相談してください

特定非営利活動法人
消費者ネットやまぐち

753-0083
山口市後河原 210 番地

電話番号:
083-923-5614

FAX 番号:
083-928-5416

電子メール:
syohisya.net@yamaguchi.coop



消費者ネットやまぐちは、会員の会費で活動をしています

団体正会員	入会金		2,000円
	年会費	—□	10,000円
団体賛助会員	年会費	—□	10,000円
	個人正会員	入会金	1,000円
個人賛助会員	年会費	—□	2,000円
	年会費	—□	1,000円

申込みは、消費者ネットやまぐち事務所までご連絡お願い致します。口座や振込用紙をお届けいたします。

終わりに…毎日のように新聞に不審電話や詐欺の事件が載っています。ネット契約トラブル（インターネット回線の接続契約）が急増しているそうです。電話がかかってきても安易に話を聞かない事が大切の様です…